

保険薬局様

千葉県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

診療報酬明細書「摘要」欄の記載事項について

平素、調剤報酬の請求事務等につきましては、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部が改正され、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項が示されました。

これに伴い、電子レセプトによる請求の場合には、令和2年10月調剤分以降、別表I「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目について該当するコードを選択の上、請求することとなっております。下記の例を参考に記載要領に基づき該当するコードを選択してください。該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、「返戻」となります。

なお、別表I等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(令和2年3月27日付け保医発0327第1号)を御参照ください。(https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000613534.pdf)

また、社会保険診療報酬支払基金千葉支部より同様の通知文書が送付される予定でありますことを申し添えます。

記

別表I調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧<一部抜粋>

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
5	14 の 2	外来服薬支援料	外来服薬支援料の「注1」又は「注2」のどちらに該当するかを記載し、服薬管理を実施した年月日、保険医療機関の名称を記載すること。 なお、保険医療機関の名称については、注1の場合においては、服薬支援の必要性を確認した保険医療機関の名称を、注2の場合においては情報提供をした保険医療機関名をそれぞれ記入すること。	820100793	外来服薬支援料：注1
				820100794	外来服薬支援料：注2
				850100370	服薬管理を実施した年月日(外来服薬支援料)；(元号)yy“年”mm“月”dd“日”
				830100442	情報提供を行った保険医療機関名(外来服薬支援料)；*****
16	15 の 2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2	(在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していない月に在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2を算定する場合)直近の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した年月日を記載すること。	850100383	直近算定年月日(在宅患者訪問薬剤管理指導料)；(元号)yy“年”mm“月”dd“日”